

## (2) 電気主任技術者について

### ① 電気主任技術者免状

電気主任技術者免状は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督を行う資格であり、昭和 39 年に制定された電気事業法で規定された資格である。そして、この免状の種類と保安監督できる範囲は、下表のとおりである。

免状の種類	”工事、維持及び運用に関する保安監督”ができる範囲
第 1 種電気主任技術者免状 (第 1 種電気事業主任技術者の資格を含む)	・ 全ての事業用電気工作物
第 2 種電気主任技術者免状 (第 2 種電気事業主任技術者の資格を含む)	・ 構内の 17 万 V 未満の事業用電気工作物 ・ 構外の 10 万 V 未満の事業用電気工作物
第 3 種電気主任技術者免状 (第 3 種電気事業主任技術者の資格を含む)	・ 構内の 5 万 V 未満の事業用電気工作物 ・ 構外の 2 万 5 千 V 未満の事業用電気工作物 (ただし、出力 5 千 KW 以上の発電所を除く)

なお、昭和 39 年以前では、現在の第 1 種～第 3 種電気主任技術者免状にかわる資格として、第 1 種～第 3 種電気事業主任技術者の資格があり、この資格を有する者が事業用電気工作物の保安監督に従事していた。このため、昭和 39 年以前に第 1 種～第 3 種電気事業主任技術者の資格を有していた者は、それぞれ現在の第 1 種～第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けている者とみなされている。

### ② 電気主任技術者の選任

電気事業法において、事業用電気工作物の所有又は占有者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督をさせるために、当該事業場の専従者で電気主任技術者免状を有する者の中から電気主任技術者を選任しなければならないとされている。

ただし、電気主任技術者の選任に関し、次のような例外規定が設けられている。

#### (電気主任技術者選任に係る例外規定)

##### \* 電気主任技術者の兼任

電気主任技術者は、受電単位で 1 事業場 1 主任技術者を原則としているが、やむを得ない事由により事業場の専従者の中から主任技術者を選任できないときは、所轄の通産局長の承認を得ることにより、他の事業場の主任技術者を当該事業場の主任技術者として兼任させることができる。

##### \* 電気主任技術者の不選任

下記の事業場にあつては、(財) 関東電気保安協会又はその他の公益法人に所属する電気管理事務所との間において電気保安に関する業務契約を締結し、通産局長の承認を得れば主任技術者を選任する必要はない。

- ・ 最大電力 1000KW 未満の需要設備
- ・ 出力 500KW 未満の発電所
- ・ 低圧配電線路の管理事務所

##### \* 電気主任技術者免状の交付を受けていない者の選任

下記の事業場にあつては、免状の交付を受けていない者であっても、通産局長又は通産大臣の許可を受けることにより、その者を主任技術者として選任することができる。この主任技術者を“許可主任技術者”という。

- ・ 最大電力 500KW 未満の需要設備
- ・ 出力 500KW 未満の発電所
- ・ 1 万 V 未満の変電所
- ・ 1 万 V 未満の送配電線路の管理事務所

なお、許可主任技術者になるには、第 1 種電気工事士、第 1 種電気工事士試験合格者又は高圧電気工事技術者試験合格者といった所定の条件を備えた者であることが必要である。